

重 要 事 項 説 明 書

1.施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所	医療法人 財団 明理会 道南森ロイヤル あじさい
開設年月日	平成22年7月1日
所在地	〒049-2311 茅部郡森町字上台町326-118
電話番号	01374-2-5761
開設者	理事長 中村 哲也(医師)

事業所番号 0191513779

(2) 事業の目的

この運営規定は、医療法人財団 明理会が設置する認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤルあじさい(以下「事業所」という。)が行う通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある認知症を有する高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(3) 運営の方針

認知症対応型通所介護の提供に当たっては、要支援状態及び要介護状態であり、認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じできるだけ長く在宅での自立した日常生活を営むことができるよう、さらに社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(4) 施設の職員体制

職種	常 勤
管理者	1人
生活相談員	1以上
看護師及び介護職員	2以上
技能員	必要数

(5) 定員 1単位 12名 2単位 12名

(6) 利用日・利用時間

利用日 月曜日～土曜日(12月30日～1月3日を除く)

営業時間 8:30～17:30

2.保険一部負担金と利用料

(1) 別紙1 参照のこと

(2) 利用料のお支払は、毎月末締めで請求書を作成し、翌月6日頃までに請求書を届出先に郵送致します。

当事業所窓口での現金支払を御願います。

3.サービス内容

- ① 相談、援助等
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 介護サービス(移動、入浴、排泄の介助等)
- ⑥ 送迎
- ⑦ 延長サービス

その他必要と認められるサービス

4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 当事業所を利用される方には、利用初日に連絡帳とサービス利用表をお渡ししますので次回より忘れずにお持ち下さい。
- (2) 当事業所を利用期間中に、医療機関等に通院されていて、定時にお薬を服用されている方は、当日服用分（内服薬・外用薬）のみを袋に入れ職員 までお渡し下さい。
- (3) 連絡帳に在宅での利用者の心身の状況の変化、もしくは特にお気づきの事柄について記入していただく欄がございますのでご活用下さい。
- (4) 体調不良、もしくは何らかの事情によりキャンセルをされる場合はなるべくお早め（出来れば前日か、また当日であれば（AM8:00迄まで））にご連絡下さい。
- (5) 介護認定区分において要支援状態、要介護状態区分が変更になった際、申し出がなく、且つ居宅介護支援サービスにおいて当事業所が位置づけられた場合は、契約は自動更新するものとします。
- (6) ご利用者が介護認定区分において自立に該当された場合は、契約は自動終了するものとします。

5. 非常災害対策

施設では、通所者の安全確保という観点から非常災害に備えて、消防計画を作成し、年2回【通報訓練・消化訓練・非難訓練】を実施します。

- ◆ 防災設備……………避難誘導標識、消火器
- ◆ 防火訓練……………年2回実施

6. 苦情等の申し出について

- (1) 当事業所についてご不明な点、疑問、苦情、要望等ございましたら、生活相談員までお気軽にご相談下さい。

管理者 兼 生活相談員 木野 貴紀
生活相談員 兼 介護福祉士 村上 美紀
電話 : 01374-2-5761 (8:30～17:30)
FAX : 01374-2-5762

- (2) 公的機関においても次の機関に置いて苦情申し出ができます。

森町役場介護保険係	森町地域包括支援センター	北海道国民健康保険団体連合会
電話 : 01374-2-2181	電話 : 01374-3-2322	電話 : 011-231-5161
FAX : 01374-2-7123	FAX : 01374-3-2310	FAX : 011-231-2178

- (3) 第3者機関による福祉サービスに関する苦情解決制度があります。
事業者ではないところに福祉サービスの苦情を訴えたい時には、運営適正化委員会にご相談下さい。
運営適正化委員会は、事業所の協力を得ながら苦情解決にあたります。

運営適正化委員会(無料)
電話 : 011-204-6310
FAX : 011-201-6311
メール : tekisei@veata.ocn.ne.jp

7. 緊急時の対応

当事業所のサービス提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者および利用者の家族へ連絡するとともに、各関係機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族へ連絡するとともに、関係市町村及び主治の医師・他関係機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。

9. 身体拘束について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、利用者の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の施設管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

10. 虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
虐待防止担当者：虐待防止委員会委員長
- (2) 虐待防止の為の委員会を定期的に開催し、結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対し、虐待を防止する為の研修を定期的実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所事業者又は擁護者(家族・親族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに自治体へ通知します。

11. 業務策定計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保険サービスの提供を継続的に実施する為及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務策定計画に関して周知するとともに、研修・訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に、業務策定計画の見直しを行い、変更を行います。

12. 感染症対策

施設では感染が蔓延することがないように感染予防に務めておりますが、不測の事態により感染者が発生した場合は、関係機関に連絡をとり、感染予防マニュアルに基づき、適切な措置を講じます。発生時には、施設職員の指示に従われるようご協力下さい。

13. 秘密保持及び個人情報保護に関する事項

- (1) 事業所及び事業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及び・保証人、その他の家族に関する秘密は 正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。又事業所は、利用者の個人情報について事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的に従い適切に扱われる様必要な措置を講じます。
- (2) 事業所が定める個人情報保護方針及び個人情報の利用目的 別紙2参照の事

14.カスタマーハラスメントに関して

当施設では、職員が安心して業務に従事できる環境を確保するため、利用者及びその家族からの言動についても適切に対応いたします。社会通念上相当な範囲を超える言動は、カスタマーハラスメントとして取り扱う場合があります(例: 暴言・威圧的言動、人格否定、過度な要求、身体的接触や性的言動 等)

また、該当する場合には、面談や文書による説明・お願いを行うほか、必要に応じて対応方法や契約内容の見直しを行うことがあります。

当施設は、信頼関係を大切にしつつ、職員の安全及び就業環境の確保に努めてまいります。

15. 第三者評価の実施について

サービス提供の開始にあたって、第三者評価について報告します。

・第三者評価の実施の有無 有 ・ 無

・実施した直近の年月日 年 月 日

・実施した評価期間の名称 【 】

・評価結果の開示状況 年 月 日 開示

* 下記の料金単価は、当通所介護の基本標準時間(7時間～8時間)利用の表です。

* 他ご利用時間につきましては生活相談員までご相談下さい。

* 区分支給限度額を超えた利用料金につきましては介護保険の適用外となり10割自己負担での請求となります。

* 送迎は、居宅と事業者間をいい基本料金に含まれています。

【介護保険一部負担金】

要 介 護 1	994円
要 介 護 2	1,102円
要 介 護 3	1,210円
要 介 護 4	1,319円
要 介 護 5	1,427円
要 支 援 1	861円
要 支 援 2	961円

* 下記の加算については当通所サービスの体制及び居宅サービス計画書に位置づけられ、且つ必要と判断される場合のみ利用料に加算されます。

入浴介助加算(Ⅱ)	55円(1日につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	22円(1日につき)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円/回 (月2回迄算定可能)
科学的介護推進体制加算	40円/月

* 延長加算

9時間以上10時間未満 50円(1日につき)	12時間以上13時間未満200円(1日につき)
10時間以上11時間未満100円(1日につき)	13時間以上14時間未満250円(1日につき)
11時間以上12時間未満150円(1日につき)	

* 介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)

介護保険一部負担金合計より算出した料金の23.6%に相当する額

自費負担

* 紙オムツ	一枚につき	200円
* リハビリパンツ	一枚につき	200円
* 尿とりパット	一枚につき	40円
* バスタオル	一枚につき	45円
* 入浴用タオル	一枚につき	25円
* 食材費		650円
* おやつ代		100円

* アクティビティサービスに要する費用は別途徴収することがあります。

【個人情報の利用目的】

認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさいでは、ご利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定める。

1. ご利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい内部での利用目的

- ・当施設がご利用者様等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスのご利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －通所介護等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該ご利用者様の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設がご利用者様等に提供する介護サービスのうち
 - －ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答
 - －ご利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －ご家族様等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

(1) 当施設内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

(3) その他

- ・認知症対応型通所介護事業所 道南森ロイヤル あじさい新聞(広報誌)に写真等の掲載